

国立大学法人和歌山大学企画・評価委員会規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 16 号
最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学組織規則第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学企画・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 長期計画、将来構想及び企画に関する重要事項
- (2) 中期目標及び中期計画の立案に関する事項
- (3) 自己点検及び自己評価に関する事項
- (4) 外部評価に関する原案作成に関する事項
- (5) 教員評価の基本方針に関する事項
- (6) その他評価に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 評価担当の副学長、学長補佐又は理事補佐
- (4) 学系長
- (5) 学部長
- (6) 学環長または学環長を代理する者
- (7) その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(監事)

第6条の2 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条の3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じ評価に関する立案について、作業部会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、企画課において処理する。

企画・評価委員会規程

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月23日一部改正：法人和歌山大学規程第291号）

この規程は、平成16年4月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第382号）

この改正規程は、平成17年3月18日から施行し、平成17年2月16日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第560号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第705号）

この改正規程は、平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1018号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1248号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1404号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1462号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1589号）

この改正規程は、平成27年2月27日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1681号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第1987号）

この改正規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第2066号）

この改正規程は、平成30年6月1日から適用する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2521号）

この改正規程は、令和5年4月1日から適用する。